

第二期地方分権改革の推進と地方税財源の充実強化について

今後の第二期地方分権改革の推進に当たり、地方公共団体が自らの判断と責任により行政を運営し個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現するために必要な「真の地方分権改革」を推進するためには、国と地方の役割分担の根本的な見直しを行った上で、その役割分担に応じた国から地方への事務・権限及び税財源の移譲を一体的に行うことにより、地方の自治体経営における自主性、自立性を確保することが不可欠である。国におかれては、我々が求める地方分権の意義や地方分権改革推進法に定める基本理念を十分に認識され、途半ばにある地方分権改革について、次の事項を一体的に推進し、かつ早期に実現するよう、強く要請するものである。

1 新分権一括法に向けた国と地方の役割分担の見直し

地方の権限と責任を大幅に拡充し、基礎自治体と広域自治体がそれぞれの役割分担に応じて自主的、自立的な行財政運営を行えるよう、地方分権改革推進法に定める基本理念に沿った国と地方の役割分担の見直しに大胆に取り組むこと。

2 国と地方の二重行政の解消等による行政の簡素化

国と地方の役割分担の見直しに沿った、国から地方への権限及び事務事業の移譲、国の過剰な義務付けや関与の廃止・縮小及び国庫補助負担金の削減などを積極的に進めるとともに、併せて、関係する国の地方支分部局等の廃止・縮小を行い、国と地方の二重行政を解消し、国・地方を通じた行政の簡素化等の改革を一体的に推進すること。

3 地方税財源の充実強化

依然として、国と地方の最終支出の比率と租税収入の比率において生じている大きな乖離を是正するため、今後、国と地方の適切な役割分担を踏まえ、地方が担うべき事務と責任に見合った税財源配分に向けて、基幹税である消費税などにより、国から地方へ税源を移譲し、当面、国税と地方税の税源配分5対5を目指すこと。また、その前提として、地方団体間の財政力格差が拡大しないよう、地域偏在性と変動性の少ない地方税体系とした上で、地方交付税の財源調整機能、財源保障機能を充実・強化し、税源の乏しい団体についても地方税、地方交付税を含めた一般財源総額が確保されるよう適切な配慮をすること。

平成19年11月13日

中国地方知事会

鳥取県知事	平井	伸治
島根県知事	溝口	善兵衛
岡山県知事	石井	正弘
広島県知事	藤田	雄山
山口県知事	二井	関成